

亀山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月9日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市契約規則の一部を改正する規則

亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(最低制限価格)</p> <p>第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格を設けるときは、予定価格の<u>10分の7以上</u>の範囲内で定めなければならない。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(最低制限価格)</p> <p>第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格を設けるときは、予定価格の<u>5分の4から3分の2</u>までの範囲内で定めなければならない。</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

亀山市長



指名通知書

次の入札に指名しましたから通知します。

- 1 件名
- 2 場所
- 3 入札の日時及び場所
- 4 開札の日時及び場所
- 5 設計書、仕様書及び図面
- 6 入札保証金 有・無
- 7 契約保証金 有・無
- 8 最低制限価格 有・無
- 9 支払条件
- 10 その他必要な事項

◎注意事項

- 1 「入札書」は、入札名を記載し封筒に封入してください。
- 2 設計書、仕様書、函面等は入札の際、必ず返して下さい。
- 3 入札執行回数は、2回を限度とします。
- 4 競争入札は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とします。
  - (1) 入札に参加する資格がないものが入札をしたとき。
  - (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
  - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
  - (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
  - (5) 入札書の記載事項が確認できないとき。
  - (6) 金額を訂正した入札をしたとき。
  - (7) 入札保証金の額が亀山市契約規則第9条第1項に規定する額に満たないとき。
  - (8) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 5 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。
  - (1) 最低制限価格を設けた場合にあつて、その価格を下回る入札をしたとき。この場合、2回目以降の入札に参加することはできないものとします。
  - (2) 競争入札参加者が入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しないとき。
  - (3) その他入札の執行を妨げたとき。
- 6
  - (1) 入札を辞退する場合は、次によるものとします。
    - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
    - イ 入札執行中にあつては、その旨を明記した入札書を提出して行う。
  - (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 7 落札にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。